

流山ぐりーんバスコミュニティ情報及び有料広告の掲載
取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、流山ぐりーんバスへのコミュニティ情報及び有料広告の掲載について、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(コミュニティ情報の対象)

第2条 コミュニティ情報は、次に掲げるもので市民生活に関連したものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びその他公共的な情報に関するもの。
- (2) 自治会、商店会、その他市長が認める団体が開催する催し物や地域住民のコミュニティ情報に関するもの。

(有料広告の対象)

第3条 有料広告は前条に該当しないもので、営利を目的とするものとする。

(掲載を取り扱わないもの)

第4条 コミュニティ情報及び有料広告として掲載等を取り扱わないものは、次に掲げるものとする。

- (1) ぐりーんバスの公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反する恐れのあるもの。

あるのもの。

(広告等の掲載の決定及び報告)

- 第5条 ぐりーんバス運行事業者(以下「バス事業者」という。)は、コミュニティ情報及び有料広告の掲載の申出を受けた場合は、本要領に基づき、掲載の可否を判断するものとする。
- 2 ぐりーんバスに掲載する広告として疑義が生じた場合は、バス事業者は市長に広告の掲載について判断を求めなければならない。
 - 3 有料広告の掲載の状況は、毎月の乗車人員報告に合わせて行うものとする。

(広告等の規格等)

- 第6条 コミュニティ情報及び有料広告として掲載できる規格は、ポスターの場合はバス車両広告掲載スペースに適合したサイズとし、チラシの場合はA4版サイズで設置枚数は1回100枚以内とする。

(掲載)

- 第7条 バス事業者は、コミュニティ情報の掲載スペースを車内に複数確保することとし、それ以外を有料広告スペースとする。

(掲載期間及び料金)

- 第8条 コミュニティ情報の掲載期間は、原則として14日以内とし、期間の延長については必要に応じて市とバス事業者が協議し対応する。
- 2 コミュニティ情報の料金は、無料とする。
 - 3 有料広告の掲載期間は、14日以内とする。
 - 4 有料広告の料金は、ポスターの場合は1枚につき1日あたり100円に消費税率と掲載日数を乗じた金額、チラシの場合は1回あたり1,000円に消費税率を乗じた金額とする。

- 5 有料広告による料金は、バス事業者が取り扱うこととし、その収入については、運賃収入と同様にバス運行に係る経費から控除するものとする。

(利用申込み)

第 9 条 コミュニティ情報及び有料広告の掲載の申出は、バス事業者で取り扱う。

(広報)

第 10 条 バス事業者は、コミュニティ情報及び有料広告の掲載に関する広報活動を積極的に行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要領の取扱いに疑義が生じた場合には、随時市及びバス事業者で協議により決定するものとする。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

